

# 青森県報

第四百四十一号

令和四年  
三月三十日  
(水曜日)

## 目次

### 告 示

- 生活保護法による医療機関の指定……………(健康福祉課) ……一
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定……………(同) ……一
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療機関の指定……………(障害福祉課) ……二
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定の辞退……………(同) ……二
- 高齢者等の雇用の安定等に関する法律によるシルバー人材センター連合の業務拡大に係る業種及び職種指定……………(労政・能力開発課) ……二
- 青森県農業振興地域整備基本方針の変更……………(構造政策課) ……三
- 青森県単林道事業補助金交付規程の一部を改正する規程……………(林政課) ……三
- 青森県小規模治山事業補助金交付規程の一部を改正する規程……………(同) ……四
- 青森県林地崩壊防止事業補助金交付規程の一部を改正する規程……………(同) ……四
- 道路の供用の開始……………(道路課) ……四
- 車両制限令第三条第一項第二号イに規定する道路の指定……………(同) ……五
- 車両制限令第三条第一項第三号に規定する道路の指定……………(同) ……五
- 知事管理漁獲可能量の公表……………(水産振興課) ……五

○特定漁港漁場整備事業計画変更の公表……………(漁港漁場整備課) ……六

○特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示……………(会計管理課) ……六

### 出先機関

○土地改良区の定款変更の認可……………(上北地域(県民局)) ……六

## 告 示

### 青森県告示第百八十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和四年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

名	称	所	在	地	指 定 年 月 日
マエタ	調剤薬局医療センター前	弘前市大字富田三丁目六の三			令和四・三・一
調剤薬局	ツルハドラッグ弘前駅前店	弘前市大字駅前二丁目六の二			ク

### 青森県告示第百八十三号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)以下「例による生活保護法」という。第四十九条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和四年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	マエダ調剤薬局医療センター前	所 在 地	弘前市大字富田三丁目六の三	指 定 年 月 日	令和 四・三・一
名 称	調剤薬局ツルハドラッグ弘前駅前店	所 在 地	弘前市大字駅前二丁目六の二	指 定 年 月 日	〃

青森県告示第百八十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

令和四年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	調剤薬局ツルハドラッグ八戸田向店	所 在 地	八戸市田向五丁目二九の一	指 定 年 月 日	令和 四・四・一
名 称	マエダ調剤薬局医療センター前	所 在 地	弘前市大字富田三丁目六の三	指 定 年 月 日	〃
名 称	いろは薬局	所 在 地	むつ市横迎町二丁目一の八	指 定 年 月 日	〃
名 称	訪問看護ステーションえにし	所 在 地	青森市南佃二丁目一七の一メゾンオリンピアB号	指 定 年 月 日	〃
名 称	ハッピー調剤薬局弘前岩木店	所 在 地	弘前市大字一町田字村元七二二の一	指 定 年 月 日	〃

青森県告示第百八十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第

百二十三号）第六十五条の規定により、次の指定自立支援医療機関（精神通院医療）がその指定を辞退したので、同法第六十九条第三号の規定により公示する。

令和四年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	横迎町調剤薬局	所 在 地	むつ市横迎町二丁目一の八	指 定 辞 退 年 月 日	令和 四・三・三
-----	---------	-------	--------------	---------------	-------------

青森県告示第百八十六号

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第四十五条において準用する同法第三十九条第一項の規定により、シルバー人材センター連合の業務拡大に係る業種及び職種を次のとおり指定したので、同法第四十五条において準用する同法第三十九条第四項の規定により公示する。

令和四年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 指定に係るシルバー人材センター連合の名称

公益社団法人青森県シルバー人材センター連合会

二 指定をした業種及び職種並びに当該指定に係る市町村の区域

業 種	D一六 総合工事業	職 種	K一七十六 清掃の職業	市町村の区域	八戸市
業 種	E一九 食料品製造業	職 種	H一五十四 製品製造・加工処理の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く）	市町村の区域	八戸市
業 種		職 種	K一七十七 包装の職業	市町村の区域	八戸市
業 種		職 種	I一六十六 自動車運転の職業	市町村の区域	八戸市



第十号様式中「名称」を「名称」及び「により」を「により」に改める。

附 則

この規程は、告示の日から施行する。

青森県告示第百八十九号

青森県小規模治山事業補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県小規模治山事業補助金交付規程の一部を改正する規程

青森県小規模治山事業補助金交付規程（昭和四十四年九月青森県告示第五百八十五号）の一部を次のように改正する。

第一号様式中「氏 名 姓」を「氏 名 姓」に改める。

第二号様式中「氏 名 姓」を「氏 名 姓」及び「小規模治山事業を実施したいから」と「実施する小規模治山事業について、」及び「を交付くださるよう」と「の交付を受けたいので、」及び「により」と「により、」及び「に改める。」

第五号様式中「氏 名 姓」を「氏 名 姓」及び「承認くださるよう」と改める。

第六号様式中「は、次」と「について、次」及び「お届けします」と「、届け出ます」に改める。

第九号様式中「氏 名 姓」を「氏 名 姓」に改める。

附 則

この規程は、告示の日から施行する。

青森県告示第百九十号

青森県林地崩壊防止事業補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県林地崩壊防止事業補助金交付規程の一部を改正する規程

青森県林地崩壊防止事業補助金交付規程（昭和四十四年十月青森県告示第六百二十七号）の一部を次のように改正する。

第一号様式中「第1号様式」と「第1号様式（第7条関係）」及び「氏 名 姓」を「氏 名 姓」に改める。

第二号様式中「第2号様式」と「第2号様式（第10条関係）」及び「氏 名 姓」と「氏 名 姓」及び「林地崩壊防止事業を実施したいから補助金を交付されたく」と「実施する林地崩壊防止事業について、補助金 円の交付を受けたいので」と「次の」と「下記の」に改める。

第三号様式中「第3号様式」と「第3号様式（第10条、第15条関係）」に改める。

第四号様式中「第4号様式」と「第4号様式（第10条関係）」に改める。

第五号様式中「第5号様式」と「第5号様式（第10条関係）」に改める。

第六号様式中「第6号様式」と「第6号様式（第11条関係）」及び「氏 名 姓」と「氏 名 姓」及び「承認されたく」と改める。

第七号様式中「第7号様式」と「第7号様式（第11条関係）」及び「は、次」と「について、次」及び「お届けします」と「、届け出ます」に改める。

第八号様式中「第8号様式」と「第8号様式（第11条関係）」及び「は、次」と「について、次」及び「により」と「により、」及び「お届けします」と「届け出ます」に改める。

第九号様式中「第9号様式」と「第9号様式（第11条関係）」に改める。

第十号様式中「第10号様式」と「第10号様式（第11条関係）」に改める。

第十一号様式中「第11号様式」と「第11号様式（第13条関係）」及び「氏 名 姓」と「氏 名 姓」に改める。

第十二号様式中「第12号様式」と「第12号様式（第14条関係）」に改める。

第十三号様式中「第13号様式」と「第13号様式（第15条関係）」及び「氏 名 姓」と「氏 名 姓」に改める。

第十四号様式中「第14号様式」と「第14号様式（第15条関係）」に改める。

附 則

この規程は、告示の日から施行する。

青森県告示第百九十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり

道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。  
なお、その関係図面は、告示の日から令和四年四月二十九日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和四年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
国道一〇四号	三戸郡田子町大字田子字風張三七の一から三戸郡田子町大字相米字相米向八の一まで	令和四・三・三〇

青森県告示第百九十二号

車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第三条第一項第二号イの規定により、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大二十五トンとなる道路を次のとおり指定するので、車両の通行の許可の手続等を定める省令（昭和三十六年建設省令第二十八号）第二条第一項の規定により公示する。

令和四年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 指定する道路の路線名及び区間

路線名	区 間
国道三九四号	上北郡七戸町字塚長根八二の二から上北郡七戸町字附田向一一一まで

二 指定する年月日

令和四年四月一日

青森県告示第百九十三号

車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第三条第一項第三号の規定によ

り、通行する車両の高さの最高限度が四・一メートルとなる道路を次のとおり指定するので、車両の通行の許可の手続等を定める省令（昭和三十六年建設省令第二十八号）第二条第一項の規定により公示する。

令和四年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	区 間
県道弘前岳鱒ヶ沢線	弘前市大字駒越町八一の二から弘前市大字賀田一丁目六の五まで

二 指定する年月日

令和四年四月一日

公 告

知事管理漁獲可能量の公表

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十六条第一項の規定により、知事管理漁獲可能量を次のとおり定めたので、同条第四項の規定により公表する。

令和四年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

次に掲げる特定水産資源に関する令和4管理年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量は、次のとおりとする。

第1 へちまづち（小型魚）

知 事 管 理 区 分	知 事 管 理 漁 獲 可 能 量
青森県へちまづち（小型魚）漁業	286.6トン

第2 ころまぐる (大型魚)

知 事 管 理 区 分	知 事 管 理 漁 獲 可 能 量
青森県ころまぐる (大型魚) 漁業	506.3トン

第3 すけとうだら太平洋系群

知 事 管 理 区 分	知 事 管 理 漁 獲 可 能 量
青森県すけとうだら漁業	現行水準

第4 するめいか

知 事 管 理 区 分	知 事 管 理 漁 獲 可 能 量
青森県するめいか漁業	現行水準

特定漁港漁場整備事業計画変更の公表

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第十七条第十項の規定により、三沢地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を変更したので、同項の規定により公表する。

なお、当該変更後の特定漁港漁場整備事業計画は、青森県農林水産部水産局漁港漁場整備課及び三八地域県民局地域農林水産部三八地方漁港漁場整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和四年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和四年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 物品等の名称及び数量

普通特種自動車（中型ツールステップバス） 一台（下取一台）

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県出納局会計管理課

青森市長島一丁目の一

三 契約の方法

一般競争入札

四 落札者を決定した日

令和四年三月九日

五 落札者の名称及び住所

いすゞ自動車東北株式会社

宮城県仙台市宮城野区中野四丁目一〇の一四

六 落札金額

三千二百七十二万五千元

七 落札者を決定した手続

入札参加資格審査において、調達物品に要求する性能等が満たされると判断した製作仕様書及び工程表に基づく入札書により、予定価格の制限の範囲内で、交換差金に係る最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。

八 入札の公告を行った日

令和四年一月二十六日

出 先 機 関

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、大浦土地改良区の定款の変更を令和四年三月十四日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和四年三月三十日

上北地域県民局長 石 橋 豊

(発行所・発行人)		(印刷所・販売人)	
青森市長島一丁目一番一号	青森県	青森市第二問屋町三丁目一番七七号	東奥印刷株式会社
定価	小口一枚二付十五円	毎週月・水・金曜日発行	